

## リースバックの相談をきっかけに、地域包括支援センターによる見守り体制構築につながった事例

80歳代、一人暮らし女性から消費生活センターに、「住宅地に立つ築40年のマンションを売却する契約をしたが、事業者の信用性を聞きたい」と相談の電話が入った。

消費生活センターにおいて聞き取りをしたところ、リースバック契約であることが判明。買取価格は2000万円、家賃は14万円とのこと。センターではリースバック契約における注意点を説明し、被害対策弁護団もあり法律相談も受けられることを情報提供した。

しかし、足腰が弱く、一人で出歩くことも困難との主張。聞き取りを進める中で、自分が行ったことや話したことを忘れてしまうなど判断力の低下も認められたことから、本人にも同意を取って、地域包括支援センター(包括)へ情報を共有、法律相談への同行を依頼したところ、包括からは、これまで関わりはないものの、同行は可能と回答を得た。その後、業者から手付金が振り込まれ、当該女性自らこの契約を承諾する旨、業者に連絡をしたため、法律相談は受けないまま、買取の契約は履行されることになった。

本件相談をきっかけに、包括による継続的な女性の見守りが続いている。